

長建協発第473号
平成22年2月25日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供
又は使用の禁止の徹底について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで標記について、周知徹底を図ってきたところですが、昨年末から、自動車関連事業者が石綿を含有しているブレーキパッド等を輸入し、譲渡し、又は提供していた事案、設備工事事業者が石綿を含有しているガスケットを違法と認識しながら使用していた事案等、労働安全衛生法に違反して石綿含有製品等が輸入され、あるいは譲渡、提供されている事案が相次いで発覚したところであります。

このような事態に鑑み、改めて法令の遵守の徹底を図るとともに、平成18年9月1日以降に労働安全衛生法に違反して石綿含有製品等の製造等を行った事案が明らかとなった場合には、速やかに所轄の労働基準監督署まで報告されますよう全建を通じ同省労働基準局安全衛生部長より周知・徹底依頼がまいっております。

つきましては、標記について別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでお知らせ申し上げます。